

緊急時用事件簿における立件の注意点について

【地裁】

立件する帳簿の種別について

- 「勾留」、「勾留延長」については、「令状(む)緊急用」で立件してください。
- 「接見等禁止請求」、「準抗告申立」、「保釈請求」など上記以外の事件については、「一般(む)緊急用」で立件してください。

立件する際の注意について

- 地裁における番号は「令状(む)」、「一般(む)」とともに一つの採番体系を使用しています。

そのため、同一番号で重複して立件することができません。

例) 勾留請求、勾留延長請求を立件するために、「令状(む)緊急用」で60001番～60003番を使用した場合、接見等禁止請求や準抗告申立を「一般(む)緊急用」で立件するためには、60004番を使用し、「令状(む)緊急用」の60004番の欄を抹消する。

- 具体的な帳簿の記載例は以下のとおりです。

令状(む)緊急用

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
※1 1・10	60001 ●●	地検	詐欺	千葉太郎		小林	発付	印	検察庁の受領印
※2 1・12	60002 ■■			印	書記官の印		発付		接見等禁止請求のため一般(む)で立件
※3 1・12	60003 ▲▲	区検	器物損壊	館山次郎	10日	鈴木	発付	印	検察庁の受領印
※4 1・13	60004 ■■			印	書記官の印		発付		準抗告申立のため一般(む)で立件

一般(む)緊急用

※2

※4

事件番号	60002	60004
受付	1・10	1・13
請求者等	檢被弁 ●●権兵衛	檢被弁 ■■太郎
事件名	接見等禁止請求	勾留延長の裁判に対する準抗告申立
基本事件	事件番号 ()	()
被告人年少被疑者対象者	千葉太郎	館山次郎
終局	25・1・10	25・1・14
結果	却下	棄却
不服申立て		
記録送付		
上訴審	終局 結果	
上訴審から記録返還		
検察庁等に記録送付	25・1・12 印	
保存	完結 終期 記録廃棄	検察庁の受領印 ※「却下」の場合 のみ本帳簿で検察庁に引継ぐ。
備考		
担当部	受領印	

※1 1/10に千葉地方検察庁●●検事から、被疑者千葉太郎につき詐欺罪で勾留請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 勾留状発付

※2 1/10に千葉地方検察庁●●検事から、上記※1の勾留請求と同時に接見等禁止請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 接見等禁止却下

※3 1/12に千葉区検察庁▲▲検事から、被疑者館山次郎につき器物損壊罪で10日間の勾留延長請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 10日間の延長決定

※4 1/13に弁護人■■から、上記※3の勾留延長に対し、準抗告申立を受けた場合の処理。

→ 結果: 1/14に準抗告棄却決定

緊急時用事件簿における立件の注意点について

【簡裁】

立件する帳簿の種別について

- 「勾留」、「勾留延長」については、「令状(る)緊急用」で立件してください。
- 「接見等禁止請求」については、「接見等禁止(る)緊急用」で立件してください。

立件する際の注意について

- 簡裁における番号は「令状(る)」「接見等禁止(る)」とともに一つの採番体系を使用しています。
そのため、同一番号で重複して立件することができません。
例) 勾留請求、勾留延長請求を立件するために、「令状(る)緊急用」で20001番～20003番を使用した場合、接見等禁止請求を「接見等禁止(る)緊急用」で立件するためには、20004番を使用する。
- 具体的な帳簿の記載例は以下のとおりです。

令状(る)緊急用

受付	事件番号	請求者の所属庁	罪名等	被疑者等	令状種別	裁判官	結果	受領印	備考
※1 1・10	20001	地検 ●●	詐欺	千葉太郎		小林	発付	印	検察庁の受領印
※2	20002				書記官の印		発付		接見等禁止請求のため 接見等禁止(る)で立件
※3 1・12	20003	区検 ▲▲	器物損壊	館山次郎	10日	鈴木	発付	印	検察庁の受領印
※4	20004				書記官の印		発付		接見等禁止請求のため 接見等禁止(る)で立件

接見等禁止(る)緊急用

※2

※4

事件番号	20002	20004	
受付	1・10	1・12	
請求者等	(検)被弁 ●●権兵衛	(検)被弁 ▲▲太郎	検被弁
事件名	接見等禁止請求	接見等禁止請求	
基本事件	事件番号 ()	()	()
	被告人 少 被 疑 者 対 象 者	千葉太郎	館山次郎
終局	25・1・10	25・1・12	
結果	認容	却下	
不服申立て			
記録送付			
上訴審	終局		
	結果		
上訴審から記録返還			
検察庁等に記録送付		25・1・12印	
保存	完結		検察庁の受領印
	終期		※「却下」の場合 のみ本帳簿で検
	記録廃棄		
備考			
担当部	受領印		

※1 1/10に千葉地方検察庁●●検事から、被疑者千葉太郎につき詐欺罪で勾留請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 勾留状発付

※2 1/10に千葉地方検察庁●●検事から、上記※1の勾留請求と同時に接見等禁止請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 接見等禁止認容

※3 1/12に千葉区検察庁▲▲検事から、被疑者館山次郎につき器物損壊罪で10日間の勾留延長請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 10日間の延長決定

※4 1/12に千葉地方検察庁▲▲検事から、被疑者館山次郎につき器物損壊罪で接見等禁止請求を受けた場合の処理。

→ 結果: 接見等禁止却下